

ニックス佐伯訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ニックスが開設するニックス佐伯訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等が尊厳を保持し、心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ニックス佐伯訪問看護ステーション
- 2 所在地 広島市佐伯区三筋一丁目9番3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 看護師または准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 3 理学療法士 常勤1名 作業療法士 非常勤1名
看護師等の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び8月14日から8月16日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。
- 3 訪問看護サービス対応日 年中無休
- 4 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル毎に30円

3 死後の処理料は、12,000 円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市（南区似島・金輪島を除く）・廿日市市（佐伯町・吉和町・宮島町を除く）・大竹市（栗谷町を除く）

（緊急時等における対応方法）

第10条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（相談・苦情対応）

第11条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

（虐待防止に関する事項）

第12条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1 虐待を防止するための看護師等に対する研修を定期的実施する。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3 虐待防止のための指針を整備する。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 看護師等は高齢者虐待の通報をしたことを理由にして、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

（身体的拘束に関する事項）

第 13 条 ステーションは、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

2 緊急やむを得ず実施する場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 看護師等が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断する為、具体的な手順を定める。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者等又はその家族への説明を行う。
- (5) 身体的拘束解消後の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

3 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 14 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等に関する事項）

第 15 条 ステーションは、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 ステーションにおいて、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研

修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ステーションは、管理者及び看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 ステーションは、管理者、訪問看護師等の資質の向上を図るとともにスムーズに業務を行うために研修及び会議を定期的実施するものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 ステーションは、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ニックスと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。